

国立大学法人京都大学の組織に関する規程等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>国立大学法人京都大学の組織に関する規程 (平成16年達示第1号)</p>	
(前 略)	
(研究科長)	(研究科長)
<p>第16条 研究科(総合生存学館及び前条第2項の組織を含む。以下同じ。)に研究科長(総合生存学館にあっては学館長、地球環境学堂にあっては学堂長、地球環境学舎にあっては学舎長、公共政策連携研究部及び経営管理研究部にあっては研究部長、公共政策教育部及び経営管理教育部にあっては教育部長をいう。以下同じ。)を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p>	<p>第16条 研究科(総合生存学館を除き、前条第2項の組織を含む。以下この条及び第18条において同じ。)に研究科長(地球環境学堂にあっては学堂長、地球環境学舎にあっては学舎長、公共政策連携研究部及び経営管理研究部にあっては研究部長、公共政策教育部及び経営管理教育部にあっては教育部長をいう。以下同じ。)を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p>
2 研究科長は、当該研究科の教授会の議を踏まえて、総長が任命する。	2
3 研究科長の選考手続は、当該研究科の定めるところによる。	3
4 研究科長の任期は、当該研究科の組織に関する規程の定めるところによる。	4
5 研究科長は、当該研究科の教授会の議を踏まえて行われる教育研究評議会の審査の結果を踏まえるのでなければ、その意に反して総長により解任されることはない。	5
6 前項の審査手続は、教育研究評議会の定めるところによる。	6
	(同 左)
	<p>7 <u>総合生存学館にあっては学館長を置き、当該学館長については別に定める。</u></p>
(教授会)	(教授会)
<p>第17条 研究科に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。</p>	<p>第17条 研究科(総合生存学館及び第15条第2項の組織を含む。第20条から第24条までにおいて同じ。)に、学校教育法第93条第1項に定める教授会を置く。</p>
(審議事項)	(審議事項)
<p>第18条 教授会は、研究科に係る次の各号に掲げる事項について審議し、総長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p>	第18条
(1) 教育課程の編成に関する事項	(1)
(2) 学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項	(2)
(3) 研究科長の選考及び解任に関する事項	(3)
(4) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。)第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者の採用、昇任及び懲戒処分に関する事項その他特定有期雇用教職員就業規則第7条第1項、第11条第1項、第13条第1項及び第16条により準用する国立大学法人京都大学教員就業特例規則(平成16	(4)
	(同 左)

<p>年達示第71号。以下第33条第1項第2号において「教員就業特例規則」という。)の規定によりその権限に属するものとされた事項</p> <p>(5) その他教授会の意見を聴いて総長が別に定める教育研究に関する重要事項</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、教授会は、総長又は当該研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長若しくは当該研究科長の求めに応じ、又は教授会が必要と認めるときは、意見を述べることができる。</p> <p>3 教授会は、特定の事項を審議するため、研究科会議を置くことができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第19条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。</p> <p>2 議長は、教授会を主宰する。</p> <p>3 前2条及び本条に定めるもののほか、教授会の組織及び運営に関し必要な事項は当該教授会が定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(5) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 <u>総合生存学館の教授会については、別に定める。</u> (議長)</p> <p>第19条 教授会に議長を置き、研究科長 <u>(総合生存学館にあつては学館長)</u> をもって充てる。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>附 則 (令和4年達示第55号) 抄 (施行期日)</p> <p>第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p>
<p>京都大学大学院総合生存学館の組織に関する規程 (平成25年達示第4号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(学館長)</p> <p>第2条 総合生存学館に、学館長を置く。</p> <p>2 学館長は、京都大学の専任の教授を<u>もって充てる。</u></p> <p>3 学館長の任期は、2年とする。ただし、補欠の学館長の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 学館長は、再任されることができる。ただし、引き続き4年を超えることはできない。</p> <p>5 学館長は、総合生存学館の校務をつかさどる。</p> <p>6 学館長に事故があるときは、あらかじめ学館長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>7 学館長が欠けたときは、あらかじめ学館長が指名</p>	<p>(学館長)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 学館長は、京都大学の副学長又は専任の教授のうちから総長が教育研究評議会の議を踏まえて指名する。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 <u>学館長は、教育研究評議会の議を踏まえるのでなければ、その意に反して総長により解任されることはない。</u></p> <p>6 } (同 左)</p> <p>7 } (同 左)</p> <p>8 } (同 左)</p>

する者がその職務を行う。

(副学館長)

第3条 総合生存学館に、副学館長を置く。

2 副学館長は、総合生存学館の専任の教授をもって充て、教授会の議を経て、学館長が指名する。

3 副学館長の任期は、1年とし、再任を妨げない。
ただし、指名する学館長の任期の終期を超えることはできない。

4 前項の規定にかかわらず、補欠の副学館長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 副学館長は、学館長の職務を助ける。

(教授会)

第4条 総合生存学館に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第18条第1項及び第2項に定める事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(総合生存学館会議)

第5条 教授会に、特定事項について審議するため、総合生存学館会議を置く。

2 総合生存学館会議の組織及び運営に関し必要な事項は、教授会が定める。

(専攻及び講座)

第6条 総合生存学館の専攻及び講座は、次に掲げるとおりとする。

(副学館長)

第3条 (同 左)

2 副学館長は、京都大学の専任の教授をもって充て、次条の協議会の議を経て、学館長が指名する。

3 } (同 左)

4 } (同 左)

5 } (同 左)

(協議会)

第4条 総合生存学館に、人事、予算、決算その他重要事項を審議するため、協議会を置く。

第5条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

(1) 学館長

(2) 副学館長

(3) 研究科長、地球環境学堂長、公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長

(4) 学館長が指名する研究所長又はセンター長 1名

(5) 大学院教育支援機構長

(6) その他学館長が指名する者 若干名

第6条 協議会に議長を置き、学館長をもって充てる。

2 議長は、協議会を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代行する。

第7条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第8条 前4条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(教授会)

第9条 総合生存学館に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第18条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）及び第2項に定める事項を審議するため、教授会を置く。

2 (同 左)

(専攻及び講座)

第10条 (同 左)

総合生存学専攻 総合生存学講座
(専攻長)

第7条 前条の専攻に専攻長を置き、総合生存学館の専任の教授をもって充てる。

2 専攻長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 専攻長は、当該専攻の業務をつかさどる。

(事務組織)

第8条 総合生存学館の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。

(内部組織)

第9条 この規程に定めるもののほか、総合生存学館の内部組織については、学館長が定める。

(専攻長)

第11条

2

3

} (同 左)

(事務組織)

第12条

(同 左)

(内部組織)

第13条

(同 左)

附 則 (令和4年達示第55号)

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(京都大学大学院総合生存学館の組織に関する規程の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この規程の改正の日から令和5年3月31日までの間については、改正前の京都大学大学院総合生存学館の組織に関する規程第4条の規定による教授会の審議の対象を令和5年3月31日までの間に生じる事項に限る。

第3条 第2条の規定による改正後の京都大学大学院総合生存学館の組織に関する規程を施行するまでの間に必要な準備行為は、総長が別に定めるところによりこの規程の施行の日前においても行うことができる。

京都大学大学院総合生存学館規程

(平成25年達示第29号)

(前 略)

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、総合生存学館会議(以下「学館会議」という。)で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、学館会議で定める。

第3条 入学候補者の決定は、学館会議で行う。

第2の2 長期履修

第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者には、学館会議の議を経て、許可することがある。

第3 授業、研究指導及び学修方法

第4条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導

第2 入学

第2条 入学手続及び入学者選抜方法は、総合生存学館教授会(以下「教授会」という。)で定める。

2 京都大学通則(以下「通則」という。)第36条の2第1項ただし書の規定による入学に関する事項は、教授会で定める。

第3条 入学候補者の決定は、教授会で行う。

第2の2 長期履修

第3条の2 通則第36条第8項の規定により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

第3 授業、研究指導及び学修方法

第4条 科目、その単位数、授業時間数及び研究指導

に関する事項は、学館会議で定める。

(中 略)

第7条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、学館会議の議を経て、許可することがある。

2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、学館会議の議を経て、許可することがある。

3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、学館会議の議を経て、許可することがある。

4 (略)

第8条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、学館会議の議を経て、課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) 前2条の規定により履修した科目、単位数及び受けた研究指導

(2) 通則第46条の2第1項の規定により本学館に入学する前に大学院において履修した科目について修得した単位数(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条に定める科目等履修生として修得した単位数を含む。)

第4 試験

第9条 科目の試験の期日及び方法は、学館会議で定める。

第5 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第10条 博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、学館会議で行う。

第11条 課程の修了の認定は、学館会議で行う。

2 通則第55条第2項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たすことの認定は、学館会議で行う。

第6 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第12条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、学館会議の議を経て、許可することがある。

第13条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交

に関する事項は、教授会で定める。

第7条 通則第45条第1項、第2項又は第4項の規定により他の大学の大学院の科目を履修し、又は外国の大学の大学院に留学し、その科目を履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。

2 通則第45条第3項の規定により外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修しようとする者には、教授会の議を経て、許可することがある。

3 通則第46条第1項の規定により他の大学の大学院若しくは研究所等において研究指導を受け、又は休学することなく外国の大学の大学院若しくは研究所等に留学し、研究指導を受けることを志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

4 (同 左)

第8条 次の各号に掲げる科目、単位数、研究指導及び在学年数の一部又は全部は、教授会の議を経て、課程の修了に必要な科目、単位数、研究指導又は在学年数として認定することができる。

(1) } (同 左)

(2)

第4 試験

第9条 科目の試験の期日及び方法は、教授会で定める。

第5 学位論文の審査及び課程修了の認定等

第10条 博士論文の審査及び試験は、京都大学学位規程の定めるところにより、教授会で行う。

第11条 課程の修了の認定は、教授会で行う。

2 通則第55条第2項の規定により修士の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たすことの認定は、教授会で行う。

第6 外国学生、委託生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、特別研究学生及び特別交流学生

第12条 外国学生、委託生、科目等履修生又は聴講生として入学を志望する者には、選考のうえ、教授会の議を経て、許可することがある。

第13条 通則第63条第1項、第2項又は第3項の規定により特別聴講学生、特別研究学生又は特別交

流学生として入学を志望する者には、学館会議の議を経て、許可することがある。

流学生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、許可することがある。

附 則（令和4年達示第55号）抄
（施行期日）

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。